

大学・短大・専修校・高専等を卒業予定の皆様

◆大卒者等定住促進奨励金支給◆

大学等を卒業して新規で市内企業に雇用された方に

奨励金 最大50万円を支給

二本松市では、大卒者等の定住促進を図り若い世代の人口減少を抑制することを目的に、大学等を新規に卒業して市内へ定住し就労する方に大卒者等定住促進奨励金を支給いたします。

※令和9年3月15日（月）を目安にご申請ください。

※予算の範囲内での支給となりますので年度内でも受付を終了する場合があります。

■奨励金対象者■

以下①～④のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 正規雇用された時点において、奨学金の返済残高がある方。
- ② 二本松市内の事業所等又は二本松市内に本店がある市外の事業所等に新規で正社員又は正職員として雇用された方
※公務員、契約社員、嘱託、パートタイマー、アルバイト、臨時雇用者、市税滞納者は除く。
- ③ 学校教育法に規定する大学、大学院の修士課程、大学院の博士課程、短期大学、専門学校の専門課程、専修学校及び高等専門学校を卒業後1年以内の方。
- ④ 二本松市内に永住の意志をもって居住している方。

■奨励金の額■

奨学金の返済残高と同額。（上限50万円）

※交付決定後、1年経過の後に5年間にわたって支給します。

【申請先・問い合わせ先】

二本松市役所 総務部秘書政策課

〒964-8601 二本松市金色403-1

電話0243-24-7120 fax0243-22-7023

E-mail sougouseisaku@city.nihonmatsu.lg.jp